

1 計画の概要

- 1 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 2 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 3 位置付け：障害者基本法に基づき策定する、障害者施策の基本的方向性を示す。

| 種別 | 内容 | 根拠法 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|--------------------------------|----------|-----|----|-----|-----|----|----|----|----|
| 障害者計画 | ○施策の基本的方向性 ・基本理念、基本目標 | 障害者基本法 | 第4次 | | | 第5次 | | | | |
| 障害福祉計画 | ○数値目標等の実施計画 ・数値目標、サービス必要見込量 | 障害者総合支援法 | 第5期 | | 第6期 | | | | | |
| 障害児福祉計画 | | 児童福祉法 | 第1期 | | 第2期 | | | | | |

2 重点施策

- <重点①>法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進
これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県条例の改正とともに、県民会議と連携し、更なる周知啓発や取組を促進する。
- <重点②>親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり
親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化する。
- <重点③>新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実
ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入手しやすい環境を目指し、障害分野でのICT活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。
- <重点④>医療的ケア児等に対する支援の充実
医療的ケア児等支援センターを設置するとともに、支援に携わる専門人材の養成など、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の構築を図る。

3 計画改定のポイント

(1) 柱の追加・修正

| ＜現行計画＞ | ＜次期計画＞ |
|--|---|
| I 障害に対する理解と相互交流の促進 1 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進 2 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 | I 障害に対する理解と相互交流の促進 1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進(重①) 2 情報保障の推進(重③) 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 |
| II 多様な障害に応じたきめ細かな支援 1 早期支援体制の整備 2 教育の振興 3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実 4 発達障害のある人に対する支援の充実 5 精神障害のある人に対する支援の充実 6 難病のある人に対する支援の充実 | II 地域における自立を支える体制づくり 1 身近な相談支援体制整備の推進(重②) 2 暮らしを支える福祉サービスの充実 3 施設や病院から地域生活への移行の促進(重②) 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 5 地域での保健・医療体制の充実 6 施設の防災、防犯、 感染症対策 の推進(重③) 7 安心して暮らせるまちづくり |
| III 地域における自立を支える体制づくり 1 様々なライフステージに応じた相談支援体制の充実 2 暮らしを支える福祉サービスの充実 3 施設や病院から地域生活への移行の促進 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 5 地域での保健・医療体制の充実 6 施設の防災、防犯体制の充実 7 安心して暮らせるまちづくり | III 多様な障害に応じたきめ細かな支援 1 早期支援体制の整備 2 教育の振興 3 重症心身障害児(者)・ 医療的ケア児(者) に対する支援の充実(重④) 4 発達障害のある人に対する支援の充実(強度行動障害のある人への支援) 5 精神障害のある人に対する支援の充実 6 難病のある人に対する支援の充実 |

(2) 主な取組の追加

◆は障害者団体・パブコメの意見を反映

- (障害に対する理解)**
○民間企業の合理的配慮に対する理解・実践の促進
◆当事者と協働した障害理解の啓発活動
- (情報保障)**
○遠隔手話通訳の活用など情報保障の充実
◆点字に加え拡大文字による情報提供、失語症向け支援
- (地域での生活支援)**
○親亡き後の生活を支える、地域生活支援拠点等や日中サービス支援型グループホーム整備の促進
◆相談支援従事者等によるサービスの質の向上
◆地域生活支援拠点の整備、親亡き後の居住の場の確保
- (就労促進)**
○経済的自立のため農福連携の拡充や福製品の販路拡大
- (防災、感染症対策)**
○障害福祉事業所等での感染症予防対策の推進
◆災害時の心のケアのための専門職団体等との連携
- (医療的ケア児等への支援)**
○医療的ケア児等支援センターを設置するとともに、医療・福祉・教育等の連携による支援体制を構築
◆医療的ケア児等コーディネーターの配置
- (発達障害のある人への支援)**
○発達障害者支援センターを中心とした支援体制構築
- (強度行動障害のある人への支援)**
○強度行動障害の重度化の予防や適切な支援

(3) 主な数値目標の設定

| 指標 | 現状(R2) | 目標(R7) |
|-----------------|---------------|---------|
| 差別解消県民会議参加団体数 | 266 団体 | 340 団体 |
| 新 手話通訳者養成研修修了者数 | 過去5年平均 29.8 人 | 毎年 30 人 |

| 指標 | 現状(R2) | 目標(R7) |
|-------------------|--------|--------|
| 新 地域生活支援拠点等設置数 | 14 箇所 | 24 箇所 |
| 新 日中サービス支援型GH利用者数 | 232 人 | 521 人 |
| 働く幸せ創出センターの年間仲介件数 | 1071 件 | 1200 件 |

| 指標 | 現状(H30~R2) | 目標(R4~R7) |
|--------------------|------------|-----------|
| 重症心身障害児者支援の専門人材養成数 | 累計 313 人 | 累計 500 人 |
| 発達障害児者支援の専門人材養成数 | 累計 657 人 | 累計 800 人 |